

令和元年度第1回

武蔵村山市行政評価委員会会議次第

日 時：令和元年12月13日（金）

午前10時から

場 所：301会議室

日 程	内 容
開 会	○ 委員の紹介
報 告 事 項	1 令和元年度における行政評価の実施について 2 会議の公開に関する運営要領について
議 題	1 副委員長の互選について 2 行政評価の評価結果の審議について 3 審議対象事案の検討について 4 その他
閉 会	

報告事項 1 令和元年度における行政評価の実施について

1 行政評価の目的

- (1) 市民の視点に立った成果重視の行政運営への転換
市民の視点に立ち、市民の生活感覚で事務事業等を改めて点検し、より成果を重視した選択的行政執行へと行政運営の転換を図る。
- (2) 透明性の高い行政運営の実現
計画→実施→評価→改善というサイクルを確立の上、行政評価の結果を市民に公表し、透明性の高い行政運営を進める。
- (3) 職員の意識改革
行政評価の実施により、「何のために」、「誰のために」事業執行しているのかを自ら改めて点検することで、「市民に喜ばれる成果重視」へと意識の転換を図るとともに、使命感、意欲の高揚を図る。

2 根拠規定

- (1) 令和元年度武蔵村山市行政評価実施要領（令和元年5月31日市長決裁）
- (2) 武蔵村山市行政評価委員会設置要綱（平成28年訓令（乙）第147号）

3 行政評価の対象

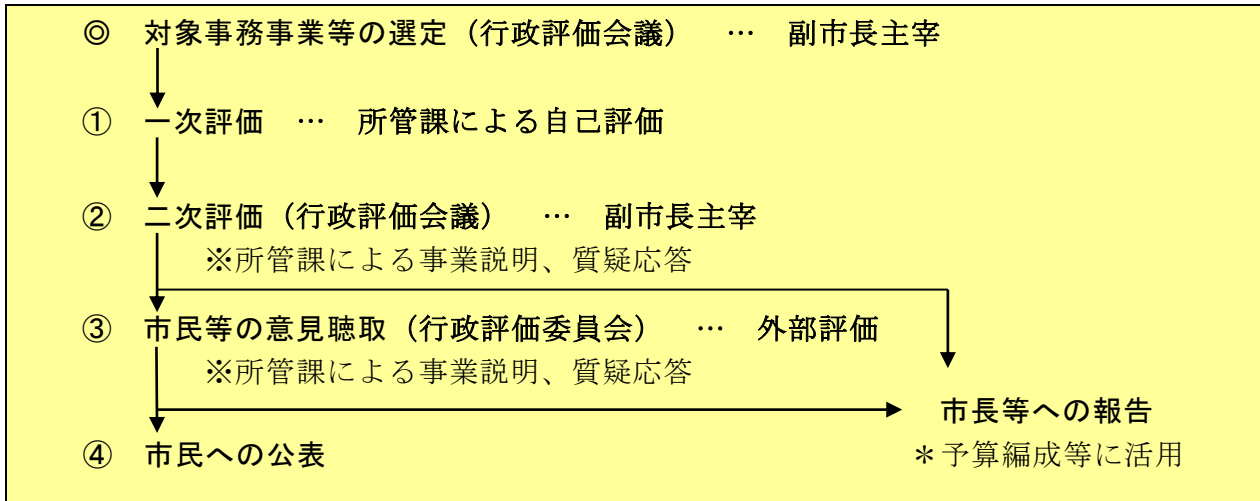
行政評価は、平成30年度に実施した事務事業等のうちから、行政評価会議が選定した事務事業等を対象とする（実施要領第3条）。

⇒ 10事務事業等（事務事業及び補助金等9件、施策1件）

4 行政評価の流れ

行政評価会議による対象事務事業等の選定の後、主管課による一次評価、行政評価会議による二次評価を経て、市長が必要と認める事務事業等について、行政評価委員会からの意見聴取を行うものとする。

また、行政評価の結果及び行政評価委員会からの意見は、市政情報コーナー、緑が丘出張所、市民総合センター及び各図書館で閲覧に供するほか、市ホームページ等に掲載することで市民に公表する予定である。※次ページ参照



5 一次評価及び二次評価の結果

対象事務事業等の一次評価及び二次評価の結果については、(資料4)「令和元年度における行政評価の対象事務事業等一覧」のとおり。

報告事項2 会議の公開に関する運営要領について

○武蔵村山市行政評価委員会の会議の公開に関する運営要領

（平成30年12月20日
委員会決定）

（趣旨）

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市行政評価委員会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

（非公開情報の承認）

第3条 委員長は、会議公開指針第4条第3項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、庶務担当課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

（会議の一部公開）

第4条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

（傍聴の許可）

第5条 委員長は、会議の開会前に、会議公開指針第5条第2項の規定による許可を行うものとする。

2 委員長が前項の許可をしたときは、庶務担当課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

（参考）会議録等の公表

行政評価委員会の会議録（要旨）及び会議資料については、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項の規定に基づき、市ホームページ及び市政情報コーナーにおいて公表する。

議題 1 副委員長の互選について

武蔵村山市行政評価委員会設置要綱（平成28年訓令（乙）第147号）第4条第3項の規定により、副委員長を互選する。

○ 副委員長の互選

副委員長

（参考）

○武蔵村山市行政評価委員会設置要綱 - 抄 -

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、前条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

3 副委員長は、委員の互選により選任する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

議題 2 行政評価の評価結果の審議について

このことについて、武蔵村山市行政評価委員会設置要綱第 2 条の規定に基づき、市長から求めのあった行政評価の評価結果について審議する。

なお、審議対象事案の選定過程の透明性を確保するため、当委員会が特に審議を必要と認める行政評価の評価結果についても審議する取扱いとし、その対象事業については、議題 2 において決定する。

(参考)

○武蔵村山市行政評価委員会設置要綱 - 抄 -

(設置)

第 1 条 武蔵村山市が行う行政評価（以下「行政評価」という。）について、その公正性及び客観性を確保するとともに市民感覚を取り入れた評価とするため、武蔵村山市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の求めに応じ、行政評価の評価結果について審議し、市長に対し意見を述べるものとする。

○本日の審議対象（計 2 件）

【健康推進課】

①No. 7 母子栄養強化事業（P 4 から P 5 まで）

【教育指導課】

①No. 9 市立小・中学校健全育成推進奨励費補助金（P 6 から P 7 まで）

議題3 審議対象事案の検討について

このことについて、行政評価委員会における審議対象事案の選定過程の透明性を確保するため、行政評価委員会が特に必要と認める事務事業等について審議することとする。

対象事務事業等の一次評価及び二次評価の結果については、(資料4)「令和元年度における行政評価の対象事務事業等一覧」のとおり。

議題4 その他

○【参考】次回以降の会議の開催日程

	日 時	場 所	評 価 対 象 事 案
第2回	令和2年1月24日(金) 午前10時から午前11時30分まで	301会議室 (市役所3階)	No.5 老人性白内障特殊眼鏡等助成事業
第3回	令和2年2月10日(月) 午後2時から午後3時30分まで	301会議室 (市役所3階)	- 調整中 -
予備日	令和2年2月17日(月) 午前10時から午前11時30分まで	405会議室 (市役所4階)	-

○武蔵村山市行政評価委員会設置要綱

平成 28 年 5 月 31 日
武 蔵 村 山 市
訓 令 (乙) 第 1 4 7 号

(設置)

第 1 条 武蔵村山市が行う行政評価（以下「行政評価」という。）について、その公正性及び客観性を確保するとともに市民感覚を取り入れた評価とするため、武蔵村山市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の求めに応じ、行政評価の評価結果について審議し、市長に対し意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員 6 人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1 人
- (2) 企業経営分野等に関し識見を有する者 3 人
- (3) 公募による市民 2 人

2 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長は、前条第 1 項第 1 号に掲げる委員をもって充てる。

3 副委員長は、委員の互選により選任する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 31 日から施行する。

資料 2

○武蔵村山市行政評価委員会委員名簿

(平成30年12月20日委嘱)

氏 名	選 出 区 分	備 考
坂 野 達 郎	学識経験者	委員長
阿 部 慶 一	企業経営分野等に関し識見を有する者	
栗 原 誠	企業経営分野等に関し識見を有する者	
中 澤 義 尚	企業経営分野等に関し識見を有する者	令和元年 10月1日～
内 野 喜 行	公募による市民	
原 田 裕 一	公募による市民	

(選出区分ごとに五十音順 (敬称略))

○令和元年度武蔵村山市行政評価実施要領

〔令和元年5月31日〕
市長決裁

(目的)

第1条 この要領は、令和元年度における武蔵村山市（以下「市」という。）の行政評価の実施に関し必要な事項を定めることにより、行政評価の結果を市政に適切に反映させ、市民の視点に立った効果的かつ効率的な市政を推進するとともに、市政について市民に説明する責務を全うすることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 市の施策及び事務事業（以下「事務事業等」という。）の全般について、その実施後に第4条第2項及び同条第3項に定めるところにより効果等の分析及び検証を行い、総合的に評価することをいう。
- (2) 施策 市の政策（一定の行政目的を実現するための行政活動の大綱的な方針をいう。）を実現するための具体的な方策であって、複数の事務事業から構成される一連の行政活動をいう。
- (3) 事務事業 施策を実現するための手段として、個別の予算及び人員から構成される行政活動の基本的な単位をいう。

(行政評価の対象)

第3条 行政評価の対象は、平成30年度に実施した事務事業等のうちから、武蔵村山市行政評価会議（第5条第1項を除き、以下「行政評価会議」という。）が選定した事務事業等（以下「対象事務事業等」という。）とする。

(行政評価の種類等)

第4条 行政評価は、一次評価及び二次評価とする。

- 2 一次評価は、対象事務事業等について、当該対象事務事業等を所管する部課等が行う分析及び検証とこれに伴う評価とする。
- 3 二次評価は、行政評価会議が、一次評価の終了した対象事務事業等のうち必要があると認めるものについて、一次評価の結果を踏まえて行う評価とする。
- 4 企画財務部長は、一次評価及び二次評価の実施に関し、対象事務事業等を所管する部の長に対し、必要な調整及び助言を行うことができる。
- 5 施策の評価は施策評価調書（第1号様式）により行い、事務事業の評価は事務事業等評価調書（第2号様式）により行う。ただし、補助金等交付事業については、補助金等評価調書（第3号様式）により評価を行う。

(行政評価会議の設置)

第5条 第3条の規定による対象事務事業等の選定及び前条第3項の二次評価を行うため、武蔵村山市行政評価会議を置く。

- 2 行政評価会議は、副市長主宰の下に、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部

長、協働推進部長、健康福祉部長、都市整備部長及び教育部長をもって組織する。

3 行政評価会議に関し必要な事項は、別に定める。

(評価結果の市長への報告等)

第6条 行政評価会議は、二次評価が終了したときは、その結果を市長に報告するとともに、対象事務事業等を所管する部の長及び企画財務部財政担当部長に通知するものとする。

(行政評価委員会の意見聴取)

第7条 市長は、前条の規定により報告を受けた二次評価の結果のうち必要があると認めるものについて、武蔵村山市行政評価委員会設置要綱（平成28年武蔵村山市訓令（乙）第147号）により設置する武蔵村山市行政評価委員会（以下「行政評価委員会」という。）に意見を求めるものとする。

(評価結果等の活用)

第8条 市長は、行政評価の結果（一次評価のみの結果を含む。以下同じ。）及び行政評価委員会からの意見を予算編成上の資料として活用する。

2 対象事務事業等を所管する部の長は、行政評価の結果により事務事業等の見直しが必要とされた場合又は行政評価委員会から事務事業等の見直し等に係る意見があった場合は、適宜、必要な措置を講じなければならない。

(評価結果等の公表)

第9条 市長は、行政評価の結果及び行政評価委員会からの意見を市民に公表するものとする。

(行政評価の実施のための庶務)

第10条 行政評価を実施するために必要な庶務は、企画財務部企画政策課が行う。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項（第5条第3項に規定する事項を除く。）は、企画財務部長が別に定める。

別記様式 一略一

○令和元年度における行政評価の対象事務事業等一覧

調書No.	事務事業・補助金等	所管課	二次評価結果
1	☆協働事業提案制度補助金	協働推進課	一部見直し
2	☆桜まつり実行委員会補助金	観光課	一部見直し
3	放射線量測定器貸出事業	環境課	一部見直し
4	高齢者見守り相談室事業	高齢福祉課	継続
5	老人性白内障特殊眼鏡等助成事業	高齢福祉課	廃止・休止
6	親子ひろば事業	子ども育成課	継続
7	母子栄養強化事業	健康推進課	廃止・休止
8	下水道総合地震対策事業	道路下水道課	廃止・休止
9	☆市立小・中学校健全育成推進奨励費補助金	教育指導課	抜本的見直し

調書No.	施策	関係課
1	社会参加と就労促進（長総P79）	高齢福祉課、地域福祉課

※補助金等には、名称の先頭に☆印を付けている(計3件)。

※網掛けの事務事業等は、行政評価委員会付議事案である(事務事業2件、補助金等1件)。

資料5

○武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針

(平成19年6月11日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この指針は、武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成18年10月11日市長決裁。以下「設置運営指針」という。）第11条第2項及び第13条第2項の規定に基づき、武蔵村山市における附属機関等の会議（以下「会議」という。）及び会議録の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この指針において使用する用語は、設置運営指針において使用する用語の例による。

(会議の公開の可否)

第3条 会議の公開の可否は、附属機関等の長（以下「議長」という。）が会議に諮って決定する。

(会議の非公開)

第4条 前条の規定により会議を公開することと決定した場合であっても、非公開情報（設置運営指針第11条第1項ただし書に規定する場合に該当する情報をいう。以下同じ。）を審議する会議は、公開しない。

2 一の会議で、非公開情報と非公開情報以外の情報を審議するときは、非公開情報以外の情報の審議に限り公開するものとする。

3 前2項の場合において、一の情報を非公開情報として取り扱うことの可否は、議長があらかじめ会議の庶務を処理する課又はこれに相当する組織の長（以下「庶務担当課長」という。）と協議して決定するものとする。

4 議長は、前項の規定により一の情報を非公開情報として取り扱うことと決定したときは、当該決定に係る非公開情報を審議する会議において、庶務担当課長をして当該情報を非公開情報として取り扱う理由を説明させ、当該決定について当該附属機関等の委員の承認を受けるものとする。

(会議の公開の方法)

第5条 会議の公開は、これを傍聴させることにより行う。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始時間の10分前までに、附属機関等の会議の傍聴申込書（第1号様式）により議長の許可を受けなければならない。

3 議長は、会議を傍聴しようとする者が武蔵村山市議会傍聴規則（昭和55年武蔵村山市議会規則第2号。以下「市議会傍聴規則」という。）第6条各号のいずれかに該当するときを除き、前項の許可をしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、議長は、会議を開催する場所の収容能力を超える傍聴の申込みがあったときは、当該収容能力を超える申込みについて、同項の許可をしないことができる。

5 前項の場合における第2項の許可は、原則として申込みの順序によるものとする。

(会議次第の配布等)

第6条 議長は、会議の傍聴の許可を受けた者（以下「傍聴者」という。）に会議の議題を記載した会議次第を配布する。

2 傍聴席は、原則として椅子のみとする。

(傍聴者の遵守事項等)

第7条 傍聴者は、市議会傍聴規則第7条に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 傍聴者は、議長が会議に諮って許可した場合を除き、写真、映像等を撮影し、又は録音してはならない。

3 議長及び庶務担当課長は、前2項の規定に違反する傍聴者があるときは、必要な指示をするものとする。

4 議長は、前項の指示に従わない傍聴者があるときは、これを退席させることができる。

(会議公開運営要領の制定)

第8条 議長は、第3条の規定により会議を公開することと決定したときは、会議に諮って会議の公開に関する運営要領を定めるものとする。

2 前項の運営要領は、第2号様式に準じて定めるものとする。

(会議開催情報の公表の方法)

第9条 設置運営指針第12条の規定により会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するときは、庶務担当課長は、会議の開催情報（第3号様式）を市政情報コーナーに備えるとともに、その概要を市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の規定による会議の開催情報の公表は、会議の開催日の1週間前までに行わなければならない。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。

3 第4条第1項又は第2項の規定により、会議を非公開とし、又は会議の一部を公開するときは、庶務担当課長は、第1項の規定による公表に際し、その旨及びその理由を示すものとする。

(会議録の作成)

第10条 会議録の作成は、次に掲げるところによる。

(1) 第4号様式に準ずること。

(2) 審議経過がわかるように、主な意見等を簡潔に記載すること。

(3) 発言者の氏名（職名その他発言者を識別できる情報を含む。以下同じ。）は、記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公にしても、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときは、この限りでない。

(会議録の承認)

第11条 会議録は、当該会議録に係る会議の開催日以後1か月以内に、会議において承認を受けて確定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に会議を開催する予定がないときその他同項の規定により難いときは、当該会議録に係る会議に出席した附属機関等の委員全員の承認を受けることにより、同項の承認に代えることができる。

(会議録等の公表)

第12条 会議を公開により開催したときは、当該会議の会議録の全文又は概要及び会議資料を市ホームページに掲載し、及び市政情報コーナーに備えるものとする。ただし、次に掲げる会議資料は、市ホームページに掲載しないことができる。

(1) 電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作成していないものその他市の使用に係る電子計算機に記録されていないもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載しないことに合理的な理由があるもの

2 非公開により開催された会議の会議録の公開の手続は、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第2章第1節に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成19年7月1日から施行する。

(審議会等の会議の公開に関する基本方針等の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 審議会等の会議の公開に関する基本方針（平成10年10月6日市長決裁）

(2) 審議会等の会議の公開に関する実施指針（平成11年1月12日市長決裁）

(3) 審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針（平成11年1月12日市長決裁）

(経過措置)

3 この指針の施行の際、現にこの指針による廃止前の審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針第4項の規定に基づいて制定された審議会等の会議の公開に関する運営要領は、第8条第1項の規定に基づいて制定されたものとみなす。

附 則（平成20年4月9日市長決裁）

第1条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第13条の規定並びに第2条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項及び第2項の規定は、この指針の施行の日以後に作成する会議録から適用する。

様式 一略一

(参考 1)

○武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針 - 抄 -

(会議の公開)

第 1 1 条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、武蔵村山市情報公開条例（平成 1 8 年武蔵村山市条例第 2 0 号）第 8 条各号のいずれかに該当する情報を取り扱うとき、又は会議を公開することで公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、会議を公開しないことができる。

2 会議の公開に関する手続は、市長が別に定める。

(会議開催情報の公表)

第 1 2 条 会議が開催されるときは、市長等は、あらかじめ、市政情報コーナー、市のホームページ等で会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するものとする。

(会議録等の公表)

第 1 3 条 会議が公開により開催されたときは、市長等は、その会議録（以下「会議録」という。）の全文又は概要及び会議資料（審議に必要な資料として配付するものをいう。以下同じ。）を公表するものとする。

2 会議録の作成、公表等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(参考 2)

○武蔵村山市議会傍聴規則 - 抄 -

(傍聴できない者)

第 6 条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線、マイクの類を携帯している者
- (5) 笛、ラツパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に定めるもののほか議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第 7 条 傍聴人は、傍聴席においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- (2) 特別な場合を除くほか、帽子、えり巻などを着用しないこと。
- (3) 飲食や喫煙をしないこと。
- (4) 会議における討論などに対して、賛否を表明したり拍手をしないこと。
- (5) 私語、談笑などを慎むこと。
- (6) 決められた出入口以外からは、出入りしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。